明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（四四）　五
○ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（四五）　八
○新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（四六）　九
〔政　令〕
○南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（一五七）　五九
〔省　令〕
○地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第二号、第三号及び第五号から第七号までに規定する事務の郵便局における取扱いに関する省令並びに地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令の一部を改正する省令（総務五七）　六〇
〔告　示〕
○電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示（経済産業一一五）　六三

本号で公布された法令のあらまし

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（法律第四四号）（内閣府本府）

1　昨年一二月に閣議決定した対応方針に基づき、地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うことについて、関係法律の改正を行うこととした。

2　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとした。

◇ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（法律第四五号）（警察庁）

1　規制対象行為の拡大

㈠　次に掲げる行為を「つきまとい等」に追加して、規制の対象とすることとした。

(1)　相手方が現に所在する場所の付近において見張りをし、当該場所に押し掛け、及び当該場所の付近をみだりにうろつく行為（第二条第一項第一号関係）

(2)　拒まれたにもかかわらず連続して文書を送付する行為（第二条第一項第五号関係）

㈡　次に掲げる行為を「位置情報無承諾取得等」として、規制の対象とすることとした。

(1)　相手方の承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報を記録し、又は送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）(2)の行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該装置の位置に係る位置情報を一定の方法により取得する行為（第二条第三項第一号関係）

(2)　相手方の承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為（第二条第三項第二号関係）

2　禁止命令等に係る書類の送達

禁止命令等について、書類を送達して行うこととするとともに、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合には、都道府県公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることができることとした。（第五条関係）

3　その他

その他所要の改正を行うこととした。

4　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。

◇新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（法律第四六号）（金融庁）

一　銀行法の一部改正関係

1　地域の活性化等に資する業務の追加等

㈠　銀行の付随業務に、保有する人材、情報通信技術、設備その他の銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であって、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務を追加することとした。（第一〇条第二項関係）

㈡　銀行又は銀行持株会社の子会社対象会社に、地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社を追加することとした。（第一六条の二第一項第一四号及び第五二条の二三第一項第一三号関係）

㈢　銀行又は銀行持株会社の子会社対象会社である銀行業高度化等会社の業務に、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を追加することとした。（第一六条の二第一項第一五号及び第五二条の二三第一項第一四号関係）